

平成29年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
1	商工振興課	38	指摘	船橋市文書管理規程に従い、決裁伺書にその決裁日付及び施行日付を記録として残すことを徹底する必要がある。	H30.11.13
2	商工振興課	39	指摘	船橋市文書管理規程に定める原則的な取り扱いに従い、決裁は口頭ではなく、決裁伺書によって行うべきであり、決裁伺書の適時作成及び決裁を徹底する必要がある。	H30.11.13
3	商工振興課	39	指摘	船橋市文書管理規程に基づき供覧が求められる文書は、供覧文書として、確実に供覧対象者の閲覧に供する必要がある。	H30.11.13
4	商工振興課	40	指摘	船橋市文書管理規程に基づき供覧される供覧文書上、閲覧の事実を客観的に示す証跡である閲覧印を確実に押印する必要がある。	H30.11.13
5	商工振興課	40	指摘	船橋市文書管理規程に従い、定例的又は軽易な事案に係る起案及び供覧についても、処理経過を明らかにする必要があると判断したものについては、処理の経過を記録する必要がある。	H30.11.13
6	商工振興課	41	意見	供覧文書に本来記載が不要である決裁日が記載されていた原因として、文書管理システム外で起案又は供覧される文書において、共通の処理経過票が用いられていたことや、独自の決裁伺書が供覧に用いられていたことが考えられる。 文書管理システム外で作成される帳票についても、起案文書と供覧文書で明確に分けたものを使用することが望ましい。	H30.11.13
7	商工振興課	41	指摘	文書審査は、市の意思決定の過程を記録及び保管するための公文書の記載の審査であり、文書管理上も重要な役割を担っている。審査完了印は、審査が完了したことを客観的に示す証跡として重要な意味を持つため、船橋市文書管理規程に従い、これを確実に押印する必要がある。	H30.11.13
8	商工振興課	41	指摘	先に指摘した日付の記載漏れや供覧漏れ、文書審査完了印の押印漏れ等の各文書の不備は、文書管理に係る内部統制の要となる文書審査が、必ずしも有効に機能しない場合があったことを結果として示すものであり、不備の再発を防止するために文書審査機能の有効性を向上させる措置が必要である。 また、文書收受時に、決裁・供覧・回覧等の区分の妥当性を適切に判断する必要がある。	H30.11.13
9	商工振興課	42	指摘	文書管理業務の適正化及び効率化の観点から、簿冊の編冊においては、編冊すべき公文書とそれ以外の文書を明確に区分し、簿冊に編冊すべき公文書のみが編冊されるよう徹底する必要がある。	H30.11.13

平成29年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
10	商工振興課	45	指摘	市に事務局を置く団体の預金通帳と出納帳を比較したところ、預金通帳と出納帳が一致していない団体が1件あった。 正しく記載させるためには、出納帳を分かりやすい様式にする必要がある。 また、預金通帳と出納帳の一致について、上長がチェックを確実にを行う必要がある。	H30.11.13
11	商工振興課	45	意見	市に事務局を置く団体の事務について、市の職員が執務時間内に行っており、預金を扱うことから団体の資産保全のリスクも存在するため、市のリスクとして認識すべきである。 さらに、市に事務局を置く団体の「補助金等の申請、交付事務」に係る執行体制は、同一職員により市、団体双方の事務が行われており、チェック機能の欠如が懸念される。事務の公正性、透明性を担保する上でチェック機能は不可欠なものであり、事務の執行体制を見直す必要がある。	H30.11.13
12	商工振興課	46	指摘	産品ブランド推進事業の収支計算書が誤っていたが、発見されていなかった。補助金の実績報告の審査を適切に行う必要がある。 市に事務局を置く団体については、補助金の担当者が収支決算書や補助金申請書類の作成者であることから、市におけるチェックをより確実に実施すべきである。	H30.11.13
13	農水産課	47	指摘	平成28年4月1日付の補助金等交付決定通知書の添付書類として、平成29年1月24日付の補助金交付請求が添付されており、市が船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱に定める補助金交付の手続きとは異なっている。市は規則・要綱に基づき適切な補助金交付手続きを行うとともに、船橋市畜産協会へも指導するべきである。	H30.11.13
14	農水産課	47	指摘	補助対象経費精算額2,359,550円に防疫費2,186,291円を含んでいるが、当該防疫費には市の家畜伝染病予防事業として699,000円が補助されているため、活動費の補助対象経費に含めるべきではない。 船橋市畜産協会の活動費としてふさわしい費目及び金額を対象に、補助対象経費を算定すべきである。 市に事務局を置く団体については、補助金の担当者が収支決算書や補助金申請書類の作成者であることから、市におけるチェックをより確実に実施すべきである。	H30.11.13
15	農水産課	48	意見	市の花火大会に対する協賛金を増やすことにより補助金が増える関係になっており、モラルハザードが生じかねない。 市への補助金申請事務と決定事務を同一職員が行っているため、担当者を分けるなど相互けん制機能が働くような執行体制を検討されたい。	H30.11.13
16	総務課	51	意見	「2 文書事務に係る内部統制上の不備」、「3 市に事務局を置く団体の管理について」及び「4 内部統制に関連する指摘及び意見」で述べたとおり、内部統制の不備があることを踏まえ、より良い内部統制の構築に向け、各業務におけるリスク及び対応の優先度を整理し、現状の統制の見直しを検討することが望ましい。	H30.11.13

平成29年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
17	総務課	51	意見	各業務フローを再度整理し、業務マニュアル又は業務記述書及び業務フロー図を作成し、業務の流れを「見える化」することが望ましい。	H30.11.13
18	商工振興課	53	指摘	商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則に規定する提出書類である電気料の領収書(写)に代えて、実際の運用においては、領収書、電気料支払証明書、通帳(表紙を含む)等いずれか提出可能なものによる申請を認めている。 領収書、電気料支払証明書、通帳(表紙を含む)による申請を可とするならば、その旨を規定する必要がある。	H30.11.13
19	商工振興課	57	指摘	商業活性化事業に係る補助金実績書の効果欄の記載がないものがあることから、記載漏れが無いようチェックを徹底されたい。 書類を收受した段階で、記載漏れ等がないかを、まず担当者がチェックし、さらに係長等がダブルチェックすべきである。	H30.11.13
20	商工振興課	57	意見	空き店舗対策事業において、空き店舗であることや経営見込み等について、疑義のある補助先がある。補助要件を見直し、事業の目的に沿う案件にのみ補助を行うことが望ましい。 また短期間で退店している事例があるため、経営計画を入手し、事業の継続性について審査されたい。	H30.11.13
21	商工振興課	57	意見	平成28年度以前から空き店舗対策事業補助金の助成を受けているものについては、従前のおり、事業の収支計画表は求められていない。 しかし、安定的に事業を継続する経営計画を有しているかどうかは、毎年度確認すべきことから、平成28年度以前から当該補助金の助成を受けているものについても事業の収支計画表の提出をできるだけ対面で求めることが望ましい。	H30.11.13
22	商工振興課	60	意見	船橋市商店街まちづくり・賑わい推進モデル事業審査委員会を構成する審査委員の選定過程及び選定理由を記載した書面が残されていない。補助金対象事業の選定という重要な役割を担う審査委員の選定過程の透明性及び客観性を確保するため、選定過程及び選定理由について、書面により残すことが望まれる。	H30.11.13
23	商工振興課	61	指摘	市は船橋市商店街まちづくり・賑わい推進モデル事業における補助金額の確定において、補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容に適合するかを調査する必要があるため、補助事業者が補助事業計画書に効果・目標値として記載した指標の達成度についても、補助事業実績書に漏れなく報告させる必要がある。	H30.11.13

平成29年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長等からの通知日)
24	商工振興課	61	意見	<p>商店街の活性化を一概に数値化し、測定することは困難であるとも考えられるが、効果を測定する以上は、具体的な数値を用い、事業の実施前後における季節や曜日の統一や補正等を行うことにより、比較可能性を確保することが望ましい。</p> <p>なお、船橋市商店街まちづくり・賑わい推進モデル事業審査委員会の所管事項として、「提案の審査及び評価に関すること」が含まれており、事業の評価の具体的な方法については、同審査委員会において検討することが望ましい。</p>	H30.11.13
25	商工振興課	65	意見	<p>市ホームページの緊急中小企業経営対策事業のページには事業を導入した当時の案内文がそのまま放置されているため、この案内文を見た際に事業が終了しているのではないかという誤解を事業者に与えかねない恐れがある。また、目的において、「急速な景気後退の中、経営に大きな打撃を被っている市内の営繕・修理業などの市内事業者に対して」と記載されているが、当該記載は、現在の経済状況に合致しておらず、実際の経済事象に即した目的を設定するべきである。また、「緊急」という名称自体も実態にそぐわず、一時的な事業ではないかという誤解を関係者に与えかねないため、名称の見直しを図るべきである。</p> <p>ホームページ上の案内文について、定期的な検証がされずにこのような事態に陥っているので、定期的にチェックする仕組みを構築する必要がある。事業名・事業説明の内容については、現状に即した内容に修正することが望まれる。</p>	H30.11.13
26	商工振興課	71	指摘	<p>所管課は、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に掲げられた、「経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。」という記載に基づき、同一の場所における複数の修繕を分けて、商工振興課に発注を要望している。しかし、事例 i ~ iii のいずれも同一の施設を同一の事業者が同種の修繕をしているため、経済合理性を十分に考慮しているとは言い難く、受注機会の拡大にもつなげられていないことから、分割する意義が失われている。</p> <p>商工振興課においては、所管課からの要望に基づいて発注する際、受注機会の拡大を図る観点から、異なる事業者に発注することを検討すべきである。</p> <p>異なる事業者に発注しない場合には、事例 i ~ iii のいずれも同一事業者による同一施設における同種の修繕であり、一つの修繕としてまとめて発注することが適切である。よって、契約を統合して契約事務の効率化を図るとともに、1者による随意契約ではなく入札もしくは2者以上から見積書を徴することで、契約金額の低廉化を図るべきである。</p>	H30.11.13
27	商工振興課 会計課	72	指摘	<p>根拠書類に日付を記載しない事業者に対しては、日付を記載するように指導すべきである。仮に日付が記載されないまま事業者が持参した場合、その場で日付を記載するよう指導し、事業者からの郵送により日付が記載されないまま受領した場合、日付を記載して再提出するよう指導する必要がある。</p> <p>また、他の地方公共団体では、ホームページで請求書等に日付を必ず記載するように要請している例もある。市においても、ホームページで記載例を提示するなどして対策を図るべきである。</p>	R1.11.18

平成29年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
28	商工振興課 契約課 会計課	75	指摘	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条によれば、事業者と支払期限について特段の定めを設けていない場合、支払期限は請求書を受理してから15日以内の日と定めたものとみなされる。課内の事務手続上で15日以内に支払うことが困難な場合、特段の定めを設ける必要がある。特段の定めを設けたとしても、同法第6条に基づきその他の給付に対する対価には、支払請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。すべての案件について30日以内に支払われていたが、法に抵触している事実は変わらない。緊急中小企業経営対策事業は、30万円未満の契約であり、契約書を締結しないことがほとんどであるため、見積書や請求書等の書面に支払期限を明記させるなどの対応を図るべきである。	R1.11.18
29	商工振興課	76	指摘	商工振興課では、所管課から提出された修繕完了届、修繕前・修繕後の写真、請求書を読覧し、ルールどおりに手続が行われているかチェックすることになっている。修繕完了届がなければ、修繕完了届を送付するように事業者へ依頼するべきである。 また、支出命令書の検査日の記載誤りは、担当者の入力ミスであれば、上長が間違いを是正することがあるべき内部統制である。しかし、係長及び課長補佐の決裁を経て、課長の決裁がありながら、本件のミスは是正できなかった。ただ単に担当者の押印があることをもって決裁したのでは、あるべき内部統制とはいえない。上長は、支出命令書を決裁する際は、ただ単に支出命令書に記載の検査日に担当者のチェックがあることをもって決裁するのではなく、根拠書類と支出命令書を照合し、整合していることをもって決裁すべきである。	H30.11.13
30	商工振興課	80	意見	緊急中小企業経営対策事業において明らかに新しい棚が製作されている案件があるが、修繕ではないため本事業の対象にはならない。修繕にならない案件までも、本事業の対象になってしまうことが無いように、修繕の範囲について事前に定義を明らかにして所管課に周知されたい。 また、修繕要望の調査時に、備品修繕は対象外として事前に所管課に通知されているが、所管課における認識が不十分と思われる。本事業の対象となる修繕について、より明確に周知を図るべきである。棚類やカーテン等でも施設修繕の対象となる場合があるため、施設と一体の場合は修繕対象、一体でない場合は修繕の対象外ということを注意喚起すべきである。今後、所管課の判断材料となるような具体例の記載を工夫されたい。	H30.11.13
31	商工振興課	84	意見	船橋市中小企業融資制度については、経済情勢の変化により資金需要が減少しているにもかかわらず、前年と同額の予算が組まれている。預託金額を無利子で金融機関に預け入れてしまうと、仮に預託金を原資として基金を設置した場合に、基金として運用できたことによる収入を得る機会を失うことに加え、他の事業予算を圧迫することになる。預託金は年度末に返還されるため、実際の資金負担はないが、預託金額は慎重に決定する必要があると考える。市は、無利子で預託金を預け入れているため、資金需要を無視して常に一定の預託金額が予算に計上される状態は望ましくない。一方、金融機関にはコストがゼロのまま資金を調達できるメリットがあるが、融資実績が減少し、低金利の経済情勢にある現状では、そのメリットを十分に享受できていない。 預託金の予算編成においては、前年予算を踏襲することなく、経済情勢等を勘案しながら、中小企業者に対する貸出実績及び貸出件数等の実績に基づいた予算を編成することが望ましい。	H30.11.13

平成29年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長等からの通知日)
32	商工振興課	86	意見	中小企業診断事業については、平成27年度の予算執行率は5割、平成28年度は6割にとどまっているため、予算規模に相当する需要が生じていない現状である。 予算の執行が不十分な事業については、見直しを図ることが望ましい。予算執行率がこれ以上低迷する場合には、予算の減額を検討されたい。	H30.11.13
33	商工振興課	86	意見	市に対する中小企業診断の実績報告として、企業訪問実績書の提出は義務付けられているが、中小企業診断士からの報告だけでは、十分に受診企業の声を拾うことはできない。 受診企業に対する負担にはなるが、実際に診断を受けた企業にとってどのように役に立ったのかという観点からも効果の測定を図ることが望ましい。今後は、診断を受けた企業に対してもアンケート調査を行うことを検討されたい。	H30.11.13
34	商工振興課	88	意見	中小企業経営相談事業について、市は、18年間他の中小企業診断士に対して依頼をせず、当初依頼した特定の中小企業診断士に依頼し続けている。 中小企業経営相談事業は単発の業務ではなく、年間を通じて継続的に役務の提供を受けることから、業務の内容だけでなく契約期間等の相手方と合意した事項を書面に残すことが望ましい。 また、一定期間継続して特定の中小企業診断士に依頼するのではなく、他に適切な中小企業診断士がいなかをを検討することが有益である。一定期間ごとに中小企業診断士の評価を行い、必要に応じて中小企業診断士協会に適任者の推薦を依頼することを検討されたい。	H30.11.13
35	商工振興課	89	意見	中小企業経営相談事業において、予約がない場合でも、市役所に中小企業診断士を待機させることで、当日来庁にも対応可能としているが、当日来庁は、年に数件程度であり、予約がない日に当日来庁がある可能性は極めて低いのが現状である。そのため、当日来庁は、受け付けずに、すべて予約制にすることも検討されたい。 また、平成25年度の予算執行率が100%であったことから、平成26年度以降は予算が増額されている。しかし、平成24年度から実績額はほぼ一定の水準であるため、予算を増額する意義が乏しい。予算執行率がこれ以上低下する場合には、予算の見直しを検討されたい。	H30.11.13
36	商工振興課	89	意見	中小企業経営相談事業において、中小企業診断士からの報告だけでは、相談者が経営相談を受けたことで、どのような効果を得たのかにつき、相談者の声を拾うことはできない。事業の効果を把握するためには、受診企業の意見を把握することが重要である。 アンケート調査を行うことは追加的な負担にはなるが、相談者にとってどのように役に立ったのかという観点からも効果を測定することが望ましい。	H30.11.13
37	商工振興課	90	指摘	ジョブカフェちばに対する補助金交付に係る決裁伺書について、文書管理システム上のデータ自体は訂正されていたが、簿冊に編冊されている決裁伺書の金額が誤ったまま訂正されていなかったため、文書管理規程第27条に基づき適正な訂正手続を行うべきである。 また、文書の審査を行う文書主任は、誤った決裁伺書であれば、訂正者に朱線2本を引かせ、証印するよう指導すべきである。	H30.11.13

平成29年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
38	商工振興課	91	指摘	平成27年度に工業振興支援事業補助金の交付を受けた翌年度末(平成29年3月)を期限として提出されるべき工業振興支援事業補助金状況報告書について、監査時点(平成29年9月)において、4件が未提出である。 工業振興支援事業補助金状況報告書を適時に回収し、補助金の効果の発現について把握すべきである。	H30.11.13
39	商工振興課	92	意見	地域を担う子供育成事業の実施過程において、辞退した企業があったが、承認権限を有する部署に適時に確認していれば、他の企業に変更できた可能性がある。 今後、同様の事業を行う際に、特に撮影対象が工場や支店、営業所等である場合は、承認権限を有する部署に対して確認を行うなど、対応を図られたい。	H30.11.13
40	商工振興課	95	指摘	船橋市観光協会に対する補助金について、市は船橋市観光協会補助金交付要綱第2条第2号に基づき528万円の補助金を交付決定すべきところ、誤って538万円を交付決定していた。本来であれば、同要綱第2条第1号に基づく140万円の補助金と合わせて、合計668万円を補助金額とすべきであった。 要綱に基づかない補助金の交付決定は誤りである。補助対象経費に含まれる経費について再度検討を行い、補助対象経費とするか判断が難しい費目については別途要綱上に但書きを記載するなど、誰が担当者になっても判断が同一になるように要綱を整備すべきである。	H30.11.13
41	商工振興課	97	意見	船橋市観光協会による市民まつり負担金50万円は、市からの補助対象経費に含まれている。補助金が実際に船橋市観光協会の事業に使用されていない割合は、7.4%になっており、相当する補助金が有効活用されていない。本来であれば、市からの補助金はその団体において有効活用すべきである。補助金が市民まつり負担金に使用されるのであれば、市が団体を經由せずに支出すべきである。 また、その他の団体による市民まつり負担金は、市からの補助対象経費となっていないが、負担金を支払う余裕があるのであれば、補助金から直接支出したわけではないものの補助した団体から負担金が還流しているように見受けられるので、相当する補助金を減額することを検討されたい。	H30.11.13
42	商工振興課	98	意見	市職員による外部のセミナーへの出席は、セミナーの内容を市政に活かすという明確な趣旨に基づくものであり、セミナー出席者には、出席の都度、セミナーの内容を踏まえた見解及び感想等の報告を行わせ、必要に応じて課内に周知するよう徹底することが望まれる。	H30.11.13
43	農水産課	101	指摘	実績報告書における収支計算書に記載された補助対象経費について、記載金額に誤りが生じていた場合は、その金額の検証をせずに補助金を交付した市に対しても批判が向けられると考えられる。そのため、部分的にでも領収書等を閲覧するなどにより、市として検証をする必要がある。 実績金額として端数の生じない数値が並んでいる状況は、通常の収支決算書では考えにくいため、その様な状況においては特に追加で確認を実施すべきである。	H30.11.13

平成29年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
44	農水産課	103	指摘	<p>新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業における入札において、すべての案件で農業協同組合(以下、「JA」という。)が予定価格とほぼ同額で入札し、ほぼすべての案件でJAが落札しているという状況は、不自然さが否めない。入札に関する事務について、千葉県に採択された事業者である農業者から委託されたJAが実施していることも、この不自然さに対する背景にあると考えられる。</p> <p>単に入札が実施されれば問題ないのではなく、適切に調達価格が決定されたという結果を伴わなければ意味が無い。そのためには、落札者が入札の事務を委託されているという、外見的に疑念を生じさせる状況を排除する必要がある。</p> <p>千葉県が主体的に実施している事業ではあるが、市からも補助を実施している以上は、上述の対応に注力すべきである。</p> <p>また、入札に市が立ち会っていない状況は新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業実施要領に従っておらず、対応の改善が必要である。</p>	H30.11.13
45	農水産課	104	意見	<p>新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業の決算額は、予算額と比べて平成26年度は19,228千円、平成27年度は16,436千円少ない。市で実施する事業を全体最適化するためには、各事業に効率的に予算を振り分ける必要があるため、予算額と決算額が多額に乖離する状況には改善の余地がある。</p> <p>要望の取り下げ等が判明した場合には、ほかに事業要望の申請等があれば繰り上げて実施することが望まれる。また、金額が大きい場合は適時に予算を減額補正することで、市全体として効率的かつ効果的に予算を執行することが望ましい。</p>	H30.11.13
46	農水産課	106	意見	<p>農業団体への農業団体育成事業補助金は事業終了前に交付されていることから、収支決算書に記載された経費につき、予算で提示されたものと乖離がないかを詳細に検討することが望まれる。そのためには、各団体が収支決算書に記載した経費につき、実際に支出があったか、また補助対象として適正であるかを、請求書・領収書等の書類と照合し確認することが適当である。</p> <p>また、「ひまわりフェスティバル」の経費は、補助金の交付目的に間接的に関連するのみで、補助金の交付目的に直接的に合致するとは考えにくい。</p> <p>さらに、補助金交付に対する効果が測定されていないため、明らかな効果が見えない。</p> <p>市としては、補助対象とされた経費が補助金の交付目的に照らして適当か否かを検討する運用を整備するとともに、補助金の交付目的に見合う効果が生じているかにつき、評価の指標を設けて測定することが望まれる。</p>	H30.11.13
47	農水産課	108	意見	<p>農産物ブランド推進事業において、地域団体商標登録又はブランド化したなし以外の農産物については、投資した費用を把握できておらず、投資の効率性を判断するに至っていない点に課題がある。投資した費用を把握した上で、それに見合うだけの知名度や価格の上昇につながっているかを評価することが望まれる。</p> <p>ブランド化等の効果を検証する指標の一つには生産物のキロ単価があるが、単にキロ単価の推移を把握するだけでなく、県平均との比較や流通量等の変動による影響の考慮などの工夫を行うことが望まれる。</p> <p>また、すでに認知度が十分な農産物に対して費用対効果の低い投資を実施しないように、「十分に認知された」と判断する指標を設けることが望ましい。</p>	H30.11.13



平成29年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
48	農水産課	110	意見	農産物ブランド推進事業における「なし」のPRの効果測定指標としてあげている、ふるさと応援寄附金における北海道からのなしを指定した申込件数が平成26年度から平成28年度で44件増加している。また、平成29年度の3か月間においてなしに対して多くの申込がなされているが、これだけでは、効果測定としては不十分である。PR効果を測定するために、実際の流通量の把握や、イベントを実施した百貨店や近隣スーパーの取扱量及び販売量の増加等、販売面における指標を設け、効果の測定を実施されたい。	H30.11.13
49	農水産課	111	指摘	農産物ブランド推進事業では、上海市における農産物流通事情の視察に際して、399,900円を交付している。事業の目的は上海における果物等の流通販売状況を調査することだが、中国では千葉県を含む10都県からすべての食品の輸入が停止されており、輸出再開時期は明確でない。 したがって、現状ではこの時期に上海市における果物等の流通販売状況を調査する理由が見当たらず、支出の必要性に疑義がある。来年度以降に同様の事業を計画している場合には、実施の可否を慎重に検討すべきである。	H30.11.13
50	農水産課	113	指摘	被災農業者向け経営体育成支援事業に関する調査については、千葉県に対し要望なしとして連絡済みとのことだが、そのような記録は残っていない。要望がない場合でもその旨の回答を求められる場合には、状況により対応しているとのことだが、文書管理規則に基づき、決裁伺書を作成し、該当なしと回答することが必要である。	H30.11.13
51	農水産課	114	意見	土壌分析を行っているコンピュータは単独で作動しており、ウイルス等の侵入は予防できていると考えられるが、WindowsXPは、メーカーのサポートがすでに終了しており、OSに何らかの障害が発生した場合、対応することができない。そのため、仮にOSに障害が発生した場合には、農業センターの業務の一つである土壌分析ができなくなる。この状態を放置することは問題であるため、市としてサポートが受けられる最新のOSにバージョンアップすることが望まれる。	H30.11.13
52	農水産課	115	意見	平成28年度の堆肥生産流通促進事業は、予算額2,000,000円に対し交付額748,000円であり、不用額は1,252,000円であった。予算執行が半分にも満たない現状を踏まえ、予算策定時から適正な見積を心がけ、限られた予算を効果的に執行することが望まれる。	H30.11.13
53	農水産課	116	指摘	小規模土地改良事業について、船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱では「整備及び補修」に対して補助するとあり、ポンプの「撤去」に対して補助をする根拠がない。 小規模土地改良事業について、今後も同様の要望が出てくる可能性があるため、その事態に備えて、ポンプ等の撤去に対して助成を行うのであれば、その旨が分かるように要綱を整備すべきである。	R1.11.18
54	農水産課	118	意見	文書の管理については、変更履歴を残すなど、バージョン管理を徹底するとともに、通常使用するPDFファイルも更新を忘れないよう、バージョンを管理すべきである。更新時の確認事項に関するチェックリストなどを作成し、更新漏れが発生しないよう工夫することが望まれる。	H30.11.13

平成29年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等公表年月日(市長等からの通知日)
55	農水産課	118	意見	漁業生産組織育成事業費補助金の補助対象となる報償費については、補助金の対象となるものが限定されていることから、補助対象経費が明確になるよう、要綱に記載することを検討されたい。	H30.11.13
56	農水産課	118	意見	漁業生産組織育成事業費補助金を交付している市において、各団体の事業計画書に記載された効果が発現しているかにつき、何らかの指標を用いて測定することが望まれる。また、効果測定の結果につき、文書として残すことが望まれる。	H30.11.13
57	農水産課	119	指摘	漁業生産組織育成事業に関する補助金等交付申請書に添付する事業計画書及び収支予算書については、当初の段階で見積もった予算額を記載するよう指導すべきであり、決算が確定してから同額を予算とするのは誤りである。今後は、船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱に従った手続により申請するよう指導する必要がある。  また、補助対象となる経費が、実際に支出されているか及び当該経費を補助対象としてよいかを確認していないため、補助対象ではない経費に対し補助金が交付される可能性がある。よって、市においても支出の事実及び補助対象として適切な経費であるかを判断するため、部分的にでも支払の根拠となる請求書等の根拠書類と決算書の金額を照合する必要がある。	H30.11.13
58	農水産課	120	指摘	水産物ブランド推進事業における船橋市漁業協同組合に対する補助金の交付に際し、9月までの実績額を記載した予算書を添付した申請書を4月1日付にて收受している状況は、申請書が適切に作成されておらずに申請が意味を成していない。予算に基づいて統制を実施するためには、予算額を適切に把握することが求められる。「船橋市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、適切に補助金の交付事務を行う必要がある。	H30.11.13
59	農水産課	121	意見	船橋市漁業協同組合から寄贈され、船橋市内小中学校等へ配付したPRビデオのDVD83枚については、教材として使用することを目的としているが、実際の使用状況や、認知度の拡大効果等について、農水産課では把握していない。また、図書館や公民館、イベント等でも使用しているが、当該PRビデオを見た感想やPRビデオに関するアンケートを取っていないため、認知度の拡大に対するPRビデオの貢献度につき、農水産課では把握していない。今後は、農水産課でもPRビデオに関するアンケート等の実施や集計などを通して、効果を確認することが望ましい。	H30.11.13
60	農水産課	122	意見	監視カメラは、設置するだけでも抑止力はあるが、映像の分析による密漁者の特定等、今後の密漁防止対策に役立てることが期待されるため、早期に設置して十分なテストを実施したうえで、具体的な計画を立案して実行することが望まれる。 また、密漁防止策の効果についても、測定することが望ましい。	H30.11.13

平成29年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
61	市場総務課	123	意見	地方卸売市場の施設の耐震性不足は、万が一の場合生命にかかわる重大問題である。施設の耐震不足を把握していながら、放置しているのは結果として市の責任も免れ得ない。 使用者の料金への理解が得られないことと、耐震性への対応をすることは別次元の問題である。 最優先は耐震化への対応であり、使用料への跳ね返りの問題は使用者との間で十分協議して、双方納得のいく方法を別途検討することが望ましい。	H30.11.13
62	市場総務課	124	意見	卸売市場がこれからも必要な施設で、市としても維持していこうとするならば、老朽化施設の更新や長期的な改修計画の策定は避けなくては通れない。 限られた予算の中ではあるが、場内業者と十分な協議を行いながら、老朽化施設の更新や場内業者が求める機能向上計画を、少なくとも中期的に検討・策定し、中期的な必要予算や市場の将来像を示すことが、市場の使用者のみならず、市民にとっても有用なことと考える。	H30.11.13